

患者・ご家族の皆様へ

2024年4月より、医師の働き方改革の法改正が施行されます。

これに伴い、当院では医師の働き方改革を進めるために、患者さんを含めて関係者を一丸とって取り組んでいく必要があります。

病院として最大限の努力を重ね、診療の質・安全性を確保致しますが、取組の一環として、患者さんやご家族への病状説明を診療時間内に実施することや、診療時間を制限する可能性がございます。医療の質を高めていくための取組として推進してまいりますので、ご理解、ご協力の程何卒お願い申し上げます。